

令和8年度わかやま交通事業者支援事業費補助金 FAQ

【1】全般

1. 補助金の流れ・スケジュール

| No | 質問内容 | 回答内容 |
|----|---|--|
| 1 | 補助対象の事業について、着手可能日を教えてください。 | 以下のとおりです。着手可能日より前に着手したことが発覚した場合は、交付決定後であっても取り消しの対象となります。 (1)タクシー運転手確保対策事業 ①普通二種免許取得に要する経費は令和8年4月1日から ②広報活動に要する経費は交付決定後 (2)労働環境整備事業 交付決定後 (3)ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業 交付決定後 (4)生産性向上支援事業 交付決定後 |
| 2 | 事業の「着手」とはどのような行為を指しますか。 | 発注先との契約を指します。 |
| 3 | 事業完了実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。 | 事業が完了した日から10日以内又は令和8年3月15日のいずれか早い日までに提出する必要があります。 |
| 4 | 次年度に事業を繰り越すことはできますか。 | 事業の繰越しはできません。 |
| 5 | 見積書を取得した会社以外から機器等を調達することはできますか。 | 提出した見積書の見積額以下の単価であれば問題ありません。 |
| 6 | 調達先への支払い方法に指定はありますか。 | 原則として銀行振り込みに限ります。 |
| 7 | 調達先からの見積書の日付はいつのものであれば対象となりますか。 | 有効な見積書であれば、日付は事業の着手可能日以前でも構いません。 発注書・契約書については、着手可能日以降のものである必要があります。 |
| 8 | 見積書にはどんな項目の記載が必要ですか。 | 日付、宛先、金額、金額内訳、支払い条件、有効期限といった項目の記載が必要です。 |
| 9 | 事業完了報告における「支払いの完了」とはどのような内容でしょうか。 | 支払いの完了は各事業におけるご発注先への口座に振り込みまでを意味しています。 |
| 10 | 事業完了実績報告について期日に間に合いません。どのようにすればよいでしょうか。 | 期日以内での報告が間に合わない場合は必ず取り下げの申請をお願いします。 |
| 11 | 二次募集の交付申請期間はいつでしょうか。 | 決定次第お知らせします。 |
| 12 | 複数の事業を重複して申請できますか。 | 複数の事業は重複して利用できます。(例:タクシー運転手確保対策事業とUDタクシー導入支援事業の併用など。)またその場合、事業ごとに着手と完了までの期間が異なるため、事業ごとに申請して構いません。 |

2. 他補助金との併用

| | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 本補助金と他の補助金は併用できますか。 | 国の補助金(国の補助金等を財源として国以外の機関から交付されるものを含む。)及び県による他の補助金は併用できません。 |
|---|---------------------|--|

3. 申請手続きについて

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 申請書に押印は必要か。 | 押印は不要です。 |
| 2 | 申請書に添付することとなっている振込口座の確認書類について、ネットバンキングのように紙媒体の通帳がない場合、どうすればよい | 電子通帳(Web通帳)等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が確認できるものを提出してください。 |
| 3 | 申請書類を手書きで作成して申請することは可能か。 | 可能です。 |
| 4 | 補助対象事業費と補助金申請額は見積書のどの金額を記入したらよいか。 | 補助対象事業費は、消費税及び地方消費税を除いた額(税抜き額)を記入してください。補助金申請額は、対象事業費に対する補助割合と上限額から計算してください。 |
| 5 | 和歌山県税に未納がないことを証明する書類とは何か。 | 県税事務所の発行する「県税に県税に未納がないことを証明する納税証明書」を提出してください。オンラインまたは郵送でも交付申請可能です。(交付申請の際には本人確認書類が必要です。) (納税証明書の交付 和歌山県HP) https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/nozei-shomei.html |

4. 補助対象事業者

| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 1 | 親会社や協会などが複数の事業者が実施する事業をまとめて交付申請することはできますか | できません。事業を実施する者がそれぞれ交付申請をする必要があります。 |
|---|---|------------------------------------|

5. 補助対象経費

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 補助対象機器をリースで導入する場合は補助対象になりますか。 | リースで導入する場合は補助対象になりません。 |
| 2 | 補助対象外となるのはどのような経費ですか。 | システム利用料等の各種ランニングコスト(クラウドサービス利用料も含む)、リース料、各種税、公的機関に支払う手数料、消耗品、汎用品等は補助対象外です。 |
| 3 | 公共交通のデジタル化・システム化の基本的な補助対象・要件等を教えてください。 | デジタル化、システム化を通じた経営改善に係る、システム導入費用や改修費用について補助対象とします。 |
| 4 | 導入済みの古くなった設備の買い替えについては対象となりますか | 単なる買い替えでは対象となりませんが、機能向上を伴うものであれば対象となります。ただし、法制度の変更や自社の制度の変更(運賃や給与基準の改定)への対応のみを目的とした買い替えは対象外です。 |
| 5 | 残価設定型クレジット利用は補助金の対象となりますか。 | 残価設定型クレジットの利用はできません。 |

6. 交付決定条件

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 現在、働きやすい職場認証制度による認証を受けていないのですが、どうしたらよいですか？ | 事後に認証を受ける旨の誓約書を提出してください。この場合、令和9年3月15日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受けていないと交付決定が取り消されますのでご注意ください。 |
| 2 | ユニバーサルデザインタクシーの購入について、対象となる車両は新車のみでしょうか？中古車は認められますか？ | 補助の対象となる車両は新車のみとなります。 |
| 3 | 「運転者職場環境良好度認証制度」の認証について、起業後3年は制度上取得できないのですが、認証がないと対象になりませんか。 | 「運転者職場環境良好度認証」を制度上受けられない場合の認証は不要です。任意の様式で問題ございませんので、認証が制度上受けられない旨を記載した文書の添付をお願いいたします。 |

7. 応募・交付申請について

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 複数の補助金事業(メニュー)に申請をする場合、同時に申請を行う必要がありますか。 | 申請できる事業(メニュー)から順次申請をお願いいたします。進捗確認・完了報告等についても同様に申請単位で行います。 |
|---|--|---|

8. 各補助メニューについて

ユニバーサルデザインタクシー

| | | |
|---|---|---|
| 1 | ユニバーサルデザインタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、他の専門性の高い研修を受講していた場合又は専門の資格を保有している場合は研修受講とみなすことはできませんか。 | 福祉タクシー運転者研修の修了者、介護福祉士や訪問介護員の資格を保有している場合は、研修受講とみなします。 |
| 2 | ユニバーサルデザインタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、福祉タクシー運転者研修、介護福祉士や訪問介護員の資格など他の専門性の高い研修を受講や専門の資格で代替する場合、研修受講や資格の証明はどのようにすればよいでしょうか。 | 「ユニバーサルドライバー研修」の受講証明は、通常、顔写真付きの修了証(写)で行います。他の専門性の高い研修を受講や専門の資格で代替する場合、当該研修の修了証(写)または資格証(写)に加え運転免許証(写)を提出ください。 |
| 3 | ユニバーサルデザインタクシーの補助を受ける場合、補助車両1台につきユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置することが要件となっていますが、今回補助を受ける車両のみに配置すればよいですか。 | 今回補助を受ける車両のみに配置すればよい。 |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | 一般乗用旅客自動車運送事業の福祉限定許可を受けている者がユニバーサルデザインタクシーの交付申請をすることはできますか。 | できません。 |
| 5 | ユニバーサルデザインタクシーの見積もりは1者で問題ありませんか。 | 1者の見積りで問題ない。 |
| 6 | トヨタのジャパンタクシーの見積り取得できるのが申請期日以降になる場合、どうすればよいですか。 | 申請時点ではトヨタのジャパンタクシーHP掲載の車両価格で仮見積りを出してください。正式な見積りが取得でき次第、追加で提出をお願いします。 |

人材確保支援事業

| | | |
|---|--|---|
| 1 | どのタイミングをもって事業の始期とするのでしょうか。 | 二種免許取得のため教習及び二種免許取得のための受験資格特例教習の事業の始期については、教習所の申込及び入校等の時期で判別します。 |
| 2 | 一種免許取得やAT限定解除の教習経費も対象となりますか。 | 対象となりません。 |
| 3 | 免許センターで支払う手数料は対象になりますか。 | 運転免許センターで支払う手数料(試験手数料、交付手数料等)は対象となりません。 |
| 4 | 採用予定の従業員について、採用前に二種免許を取得させるための教習費用についても補助対象となりますか。 | 対象となります。ただし、二種免許取得後3ヶ月間以上運転者として雇用する必要があります。 |
| 5 | 既に事務員として雇用している人員について、配置転換等で運転者として雇用するにあたって二種免許を取得させるための経費は補助対象となるのでしょうか。 | 対象となります。ただし、運転者として雇用する場合(事務員等との兼務も含める。)に限ります。 |
| 6 | 対象となる広報関係経費の例を具体的に教えてください。 | 各メディアへの広告料、HPの改修経費、ポスター及びチラシ等の作成や配布場所への輸送費、デザイン経費及び印刷経費、看板の設置に係る経費、人材確保イベントへの出展経費等について補助対象となります。自社HPの運用・保守費等のランニングコスト、採用サイトに支払うマッチングの成功報酬等については補助対象外です。 |
| 7 | 運転手とともに運行管理者や事務員等の募集のための広報を行う場合の経費も補助対象となりますか。 | 運転手不足に起因する様々な問題を解消するために運転手を募集するのと一体不可分に、運行管理者、事務員等を募集するための広報費用であれば、当該費用は補助対象経費として認められます。 |
| 8 | 講師や参加者の旅費や宿泊費は補助対象経費になりますか。 | 対象となりません。 |

| | | |
|----|--|--|
| 9 | 海外で日本語を学習する費用は対象になりますか？ | 国内外を問わず単に日本語を学習する費用は対象になりません。 |
| 10 | 海外の人材送り出し機関に対する人材紹介の手数料(運転教育費用を含む)は対象になりますか | 手数料に占める人材開発経費の内訳が不明なことから対象となりません。 |
| 11 | ドライビングスクールから見積書を取ることが難しいので、ドライビングスクールのHPに記載されている料金表(PDF)を見積書の代わりとすることはできますか。 | 問題ありません。 |
| 12 | 免許について、1つの教習所の空きを待っているのは入社を逃してしまい、人材流出につながるため、数社の教習所のなかから空き状況に応じて申し込みを実施したいのですが、その場合どのような書類を提出すればよいのでしょうか。 | 申請時点で人数を精査いただき、人数分の見積書(実施済みの場合は契約書・注文書、もしくは請求書等も添付)をご用意ください。交付決定通知後の大幅な変更(人数や金額の変更・増額)は原則として認められません。 なお、選択肢となる教習所それぞれに応じた2者以上の見積書をご用意いただくか、やむを得ず2者以上の見積書を取得できない場合はそれぞれの選定理由書をご提出ください。 たとえば、A社、B社、C社を選択肢とする場合、A社、B社、C社の人数分の見積書に加えて、A社、B社、C社それぞれに応じた相見積書(もしくは選定理由書)をご用意ください。 |
| 13 | 合宿型の教習所を検討しています。注意点を教えてください。 | <p>■合宿のみで申請 ⇒合宿のみで申請する際、その教習所が通いの事業も展開している場合は、通いの一番安価な金額までを補助対象経費とします。申請時に教習所に見積依頼していただくか、HPの情報を添付ください。</p> <p>■従業員によって合宿と通いを併用(同じ教習所で申請) ⇒合宿は通いと同等まで補助対象経費とします。</p> <p>■従業員によって合宿と通いを併用(別の教習所で申請) ⇒通いは申請額を補助対象経費、合宿はその教習所が通いもやっている場合は通いの一番安価な金額までを補助対象経費とします。申請時に教習所に見積依頼をしていただくか、HPの情報を添付ください。</p> |
| 14 | 2種免許の取得を予定していますが、申請後に交付が決定後に取得予定対象者がいなくなった場合、どのようになりますか？ | 事務局へご相談ください。 |
| 15 | 二次募集での申請を予定していますが、2種免許について過去に取得が完了している場合はどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。 | 既に着手している事業については、注文書・発注書・契約書窓のご提出が必要となります。ご提出がない場合、不備となりますのでご注意ください。 その他申請に必要な書類は「応募・交付申請の手引き 別表」をご確認ください。 |

| | | |
|----|---|--|
| 16 | 人材確保について複数のバス会社にて合同で説明会・体験会を実施する予定です。申請について合同で行うことは可能でしょうか？ | 複数の会社で合同での申請は不可となります。 タクシー協会、バス協会などの団体は申請可能な場合もございますので、補助対象事業者については、「公募要領」P.5をご確認ください。 |
| 17 | 2種免許の取得をした対象者が退職することになった場合、補助金の対象として必要な在籍期間はどれくらいでしょうか。 | H1及びH2については、補助事業により第二種運転免許を取得した者を3か月以上運転者として雇用することを交付決定の条件とします。補助事業により教習を受講した者が第二種運転免許を取得しなかった場合及び第二種運転免許を取得した者が3ヶ月未満で解雇された若しくは退職（死亡による退職を除く）した場合又は運転者の任を解かれた場合は交付決定の取り消しの対象とし補助金の返還を請求しません。 |
| 18 | 人材確保について採用活動を予定しておりますが、申請時から採用人数が変更になった場合はどのようにすればよいでしょうか。 | 交付申請時点では採用する人数やどの教習所を使うか等精査の上でご申請ください。その上で人数が減る場合は進捗報告の際に変更申請をお願いいたします。ただし、交付決定通知額から増額することはできかねますのでご了承ください。 |
| 19 | 複数の求人媒体を利用して人材確保事業を行う場合、交付申請は媒体ごとに行うのでしょうか。 | 複数回ではなく、1メニューにつき、1回の交付申請をお願いしております。求人媒体ごとでの交付申請ではなく、1つの申請にすべての内容をまとめたうえで申請ください。 |

生産性向上支援事業

| | | |
|---|--|--|
| 1 | デポジットや発行手数料を徴するものは対象になりません。 | 対象になりません。 |
| 2 | 対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。 | クレジットカードや電子マネー、二次元コード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。 |
| 3 | 既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たに二次元コード決済に対応するためにタブレット端末を導入する事業を交付申請することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 4 | 既存の車両でキャッシュレス機器未設置のものに搭載するための要望は認められますか | 可能です。 |
| 5 | 配車アプリに使用するタブレットの購入費用について申請は可能でしょうか？ | 配車アプリ専用機として使用する場合は申請可能です。 |